

# 幣原喜重郎と「平野文書」



幣原喜重郎  
(提供 共同)

## 憲法九条は 誰が発案したのか

### 笠原十九司

かさはら・とくし 一九四四年群馬県生まれ。東京教育大学大学院修士課程中退。学術博士(東京大学)。都留文科大学名誉教授。著書に『日中戦争全史』(高文研)、『南京事件』(岩波新書)、『南京難民区の百日』(岩波現代文庫)、『南京事件論争史』(平凡社新書)など。

### 憲法九条の発案者をめぐる論争

戦争放棄と戦力の不保持を定めた日本国憲法の第九条——  
①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

——この条項の基底となった「戦争放棄」の発案者が、憲法草案作成当時の首相であった幣原喜重郎であるのか、そうではなく、連合国軍最高司令官として日本の占領統治と戦後改革を遂行したダグラス・マッカーサーであるのか、ということとをめぐっては、すでに一九五〇年代から論争が続けられている。

日本国憲法前文は、「敗戦国としての連合国に対する『詫び証文』のような宣言」と嫌悪する安倍晋三首相は、「憲法草案は、ニューディーラーと呼ばれた進歩的な若手のGHQ